

令和8年度版

介護分野 就職支援金貸付制度のご案内

～ 介護分野で働いてみませんか! ～

他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、無利子で就職の際に必要な経費に係る支援金の貸付けを行う制度です。

▶▶ 対象者 以下の全てを満たす方

- 1 次のいずれかの資格を有する方
 - 介護福祉士 ●介護福祉士実務者研修修了者 ●介護職員初任者研修修了者
 - 介護職員基礎研修修了者 ●訪問介護員(ホームヘルパー)1級/2級課程修了者
- 2 他業種で働いていた方等であって千葉県内の介護保険サービス事業所または施設において介護職員等^(※)として就職または内定した方
- 3 介護分野就職支援金利用計画書を提出した方
- 4 再就職準備金、障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことのない方
※申し込みにあたり連帯保証人が必要です

(※)「介護職員等」とは、介護保険サービス事業所または施設等において、介護職員その他主たる業務が介護等の職種を指します。
相談業務や施設長業務は含みません。障害福祉サービス事業所は対象外です。



▶▶ 貸付金額

20万円以内で1人1回限り、無利子です

貸付対象となる経費

子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や講習会参加費、参考図書等の購入費、介護職員等として働く際に必要となる靴や道具または当該道具を入れる靴等の被服費、転居を伴う場合に必要となる費用(敷金、礼金、転居費等)、通勤用の自転車等の購入費 など

※申請時に領収書の写しの提出を求める場合があります。

返還免除

就職後千葉県内において、介護保険サービス事業所・施設で介護職員等として2年間従事(勤務)した場合、貸付金の返還が全額免除となります。

※2年間従事(パート・アルバイト含む):在職730日かつ従事日数360日以上

※他業種への転職等の場合は、全額返還となります。

詳しくは、「介護分野就職支援金貸付制度の手引き」(令和8年度版)を御確認ください。

<https://www.chibakenshakyō.net/loan/nursingsupportmoney/>

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班(介護担当)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

電話 043-306-7571(受付時間:月～金 祝日除く 10:00～18:00 12:00～13:00除く)



申請から免除までの流れ

申請内容を審査した結果、貸付不承認(または減額貸付)となる場合がありますのでご了承ください。

① 介護保険サービス事業所または施設に介護職員等として就職(内定)

↓

② 申請(申請書類一式を県社協へ提出)

↓

③ 契約(貸付審査・決定、借用証書の提出)^{※1}

↓

④ 貸付金交付

↓

⑤ 介護職員等の業務に従事

↓

⑥ 返還猶予申請

↓

⑦ 業務従事届を毎年4月末までに提出^{※2}

↓

⑧ 返還免除申請^{※3}



(※1) 貸付が決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を貸付決定者へ送付します。

(※2) 返還免除要件を満たすまで、必ず毎年提出してください。

(※3) 2年間勤務して返還免除要件に到達しても、申請をしなれば返還免除になりません。

●住所・勤務先等の変更、休職などの場合も、その都度書面による手続きが必要です。

本貸付の対象となる主な事業所・施設 (詳細は手引きをご確認ください)

(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 認知症対応型通所介護	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
(介護予防) 訪問入浴介護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	介護老人福祉施設
(介護予防) 通所介護	(介護予防) 訪問リハビリテーション	介護老人保健施設
(介護予防) 通所リハビリテーション	(介護予防) 訪問看護	介護医療院
(介護予防) 短期入所生活介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	第一号訪問事業
(介護予防) 短期入所療養介護	地域密着型通所介護	第一号通所事業
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型介護老人福祉施設	

よくある質問

Q1 前職では介護保険の施設で運転手(調理師、事務員)をしていました。このたび別の介護保険サービス事業所で介護職員として就職しましたが、介護分野就職支援金の対象となりますか。

また、前職が障害福祉施設の支援員だった場合は、対象となりますか。

A1 前職が「介護職員等の業務」に含まれないため、対象となります。

Q2 過去に介護職員の業務経験がありますが、前職は別の業種で働いていました。このたび介護保険サービス事業所への就職が決まりましたが、貸付対象になりますか。

A2 前職が「介護職員等の業務」以外であれば、対象となります。

Q3 以前、障害福祉分野就職支援金の貸付を受けて、既に返還免除となっています。介護分野就職支援金の申請はできますか。

A3 過去に障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがある場合は返還免除または完済であっても介護分野就職支援金の貸付を受けることはできません。

Q4 ダブルワークで介護職員等の業務に従事しています。同じ日に2ヵ所の事業所で勤務した場合、勤務日数を2日と数えることはできますか。

A4 勤務日が重複している場合は1日となり、2日と数えることはできません。